

令和7年度前橋市空き家バンク家財処分補助金交付要項

令和7年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所建築住宅課（8階）

電話 898-6081（直通）

224-1111（内線3830）

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	前橋市空き家バンクの利用を促進するため、空き家バンクに登録後、契約成立となった住宅の家財道具等の処分に係る費用を補助します。	
内容	用語の定義	1 前橋市空き家バンク 前橋市で開設している、空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、前橋市への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度。 2 家財道具等 前橋市空き家バンクに登録された住宅及びその敷地内にある家財道具、家電製品、ごみ等。
	補助対象者	補助対象者は、次のすべてに該当する個人とします。 1 前橋市空き家バンクに登録をした所有者で、売買契約または賃貸借契約が成立した者。ただし、契約成立の相手方が補助対象者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。 2 処分前に申請できる者 3 市税の滞納がない者 4 令和8年3月13日（金）までに実績報告書の提出ができる者 5 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	交付の対象となる費用	対象となる費用は、次のすべてに該当する費用とします。 - 前橋市空き家バンクに登録された住宅において、契約が成立となった後の家財道具等の処分に係る費用。 - 家財道具の搬出、処分に要する費用 - 特定家庭用機器商品化法（家電リサイクル法）により指定された家電製品の処分に要する費用 - ごみ等の処分に要する費用 - 前橋市一般廃棄物収集運搬業者名簿に登録がある、前橋市内の事業者依頼した処分に係る費用
	交付の対象とならない費用	以下の費用は対象となりません。 - 住宅及び土地の売買に係る費用 - 家賃に係る費用 - 各種申請手数料 - 物置、カーポート等の附属の構築物の解体費 - 住宅の改修費 - 敷地内の樹木伐採、草刈り等の費用 - すでに処分済の費用
	交付金額	交付金額は、対象費用全額とし、上限１０万円とします。 ※消費税及び地方消費税を除いた費用を対象費用とし、１，０００未満の端数は、切り捨てとする。
	交付回数	補助金の交付は１棟に対し１回限りとします。
	交付条件	- 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成１０年前橋市規則第３４号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 - 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
交付 手 続 等	交付申請の方法	補助対象者（以下「申請者」という。）は、処分前に次の書類を提出してください。最終の受付は令和８年３月６日（金）とします。 ※受付期間中であっても令和７年度の予算に達し次第、受付を終了します。 - 補助金交付申請書兼誓約書（様式第１号） - 誓約書（様式第２号） - 見積書の写し（内容と費用の内訳が分かるもの） - 写真（片付け前の状況が分かるもの）
	交付決定	申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書（様式第３号）を申請者に通知します。 ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更はできません。ただし、支払額が見積書の金額より減額になった場合は、補助金額は減額になります。
	変更申請の方法	- 契約の相手方を変更した場合や大幅に内容を変更した場合は、遅滞なく次の書類を提出してください。 - 変更承認申請書（様式第４号） - 変更後の見積書の写し - 変更承認申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し変更承認通知書（様式第５号）を申請者に通知します。

実績報告等	実績報告書の提出	1 申請者は、工事完了日または領収書が発行された日から30日以内に次の書類を提出してください。最終の提出期限は令和8年3月13日（金）とします。 (1) 実績報告書（様式第6号） (2) 処分業者が発行する領収書の写し ※ 領収書記載の業者住所が前橋市内であるもの ※ 金融機関の振込受付書やクレジットカードのレシートなどは不可とします。 (3) 完了箇所の写真 (4) 通帳の表紙裏の写し （金融機関名、支店名、口座番号、カナ氏名が分かる部分） ※通帳が発行されていない場合は、上記内容が分かるものの写し 2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）を申請者に通知します。
	補助金の請求	申請者は、補助金額の確定後、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。
	交付決定の取消し、または補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき 2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。
取下げ	取下げ申請の方法	1 対象事業が中止となった場合や実績報告書の提出ができない場合は、取下げ書（様式第8号）を提出してください。 2 受理後、取下げ通知書（様式第10号）を申請者に通知する。
様式	申請書等の書式	1 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 誓約書（様式第2号） 3 補助金交付決定通知書（様式第3号） 4 変更承認申請書（様式第4号） 5 変更承認通知書（様式第5号） 6 実績報告書（様式第6号） 7 補助金額確定通知書（様式第7号） 8 取下げ書（様式第8号） 9 補助金交付請求書（様式第9号） 10 取下げ通知書（様式第10号）
	備考	前橋市老朽空き家解体補助と併用して申請することはできません。

